

この書類を提出すると、自動車税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

## 自動車税過誤納金還付請求権譲渡通知書

年 月 日

和歌山県知事  
和歌山県県税事務所長 様

譲渡人（納税義務者）※譲渡人が自署押印（実印）し印鑑証明書を添付してください。

|                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 住 所<br>(所在地)              | 〒                   |
| 氏 名<br>法人の場合は<br>法人名・代表者名 | <div>実印（代表者印）</div> |
| 電 話 番 号                   | ( ) ー               |

私（譲渡人）は、下記の自動車税過誤納金の還付請求権を譲受人に譲渡しましたので通知します。  
なお、この通知書を提出した年度内に過誤納還付金が発生しない場合には、この通知がなかったものとして取り扱って差し支えありません。

記

| 自動車の登録番号 |  |  |  |    |  |  |  | 課税年度 | 過誤納金の発生事由及び事由発生年月日   |
|----------|--|--|--|----|--|--|--|------|----------------------|
| 和        |  |  |  | かな |  |  |  |      | 1 抹消 2 超過納付 3 その他( ) |
| 和歌山      |  |  |  |    |  |  |  | 年度   | 発生年月日： 年 月 日         |

譲受人

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 住 所<br>(所在地)              | 〒     |
| 氏 名<br>法人の場合は<br>法人名・代表者名 | フリガナ  |
| 電 話 番 号                   | ( ) ー |

口座振替申出欄 ※譲受人名義の口座に限ります。

|              |                            |                       |
|--------------|----------------------------|-----------------------|
| 金融機関         | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>協同組合 | 本店(所)<br>支店(所)<br>出張所 |
| 預金種目         | 1 普通 2 当座                  |                       |
| 口座番号         |                            |                       |
| 口座名義<br>(カナ) |                            |                       |

注  
意  
事  
項

- ①この書類は、還付原因の発生した日から1週間以内に提出してください。
- ②譲渡人（納税義務者）欄は、必ず譲渡人が自署し、登録印（実印）を押印のうえ、印鑑証明書（発行から6か月以内のもの・写し可）を添付してください。
- ③譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、住民票・戸籍抄本・商業登記簿謄本等、変更の事実が確認できる書類（写し可）を添付してください。
- ④印鑑証明書又は住所若しくは氏名の変更の事実を証明する書類を持参された場合には、原本をお返しすることができます。
- ⑤この書類が提出されても、譲渡人又は譲受人に県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付することになります。なお、譲渡人の県税の未納の徴収金に充当した場合には、譲受人に対し譲受人が必要とする情報を開示することがあります。
- ⑥記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、添付書類漏れ、印影不鮮明等の不備があった場合は、返却することがあります。